

「保険料控除証明書ハガキ」見本【例1】

地震保険料控除証明書ハガキ

親展
重要

料金後納郵便
 〒100-0001 東京都千代田区千代田 〇〇〇〇
 〇〇〇 様
 〒100-0001 東京都千代田区千代田 〇〇〇〇
 〇〇〇 様



D6450 96ATNRK3X0000010#

保険料控除証明書のご案内
三井住友海上火災保険株式会社

「年末調整」または「確定申告」の際に必要となりますので、大切に保管してください。
 左下よりゆくりとはがしてご確認ください。

<お問い合わせ先>
 お客さまデスク
 TEL 0120-993-733
 受付時間：平日 9:00~19:00
 土日祝日 9:00~17:00

<差出人>
 〒270-1381 千葉県印西市大塚2-2-1
 三井住友海上火災保険株式会社 営業事務部

AAA 4 0.21 〇〇〇〇 〇20 10
 023 〇〇〇〇 〇25 〇〇〇〇

平素よりご愛顧いただき、誠にありがとうございます。
 「保険料控除証明書」をお送りいたします。「年末調整」または「確定申告」の際に必要となりますので、大切に保管してください。
 ※「地震保険料控除制度の概要」の対象となるご契約に該当しない場合、本証明書はご利用できません。本証明書をご使用する際は、必ず「地震保険料控除制度の概要」および「証明書の使い方」をご覧ください。

地震保険料控除制度の概要

<対象となるご契約>

- 地震保険契約**
 地震・噴火・津波による居住用財産(※1)の火災、損壊、埋没または流失によって生じた損害を補償する地震保険のご契約
 ※1 保険契約者ご自身もしくは保険契約者ご生計に共同される配偶者、その他の親族が所有し、常料その住居として使用される建物またはこれらの方が所有する家財が対象となります。
- 経過措置が適用される長期損害保険契約**
 地震保険でない長期損害保険契約(年金払積立傷害保険・積立傷害保険・積立火災保険等)のうち、以下のすべてを満たしているご契約
 - 保険期間の開始日が平成18年12月31日以前のご契約
 - 保険期間が10年以上で、満期返戻金がある積立保険のご契約
 - 平成19年1月1日以後、保険料の変更を伴うご契約内容の変更手続きがないご契約(※2)(※3)
 ※2 地震保険部分の保険料変更(地震保険の中途セット(付帯)を含む)は当該「変更」には該当しません。
 ※3 保険料の変更を伴うご契約内容の変更手続きがある場合は、その年の1月1日にかのばり、経過措置の対象外となります。

保険料控除証明書の詳細につきましては、あて名面に記載のお問い合わせ先までご連絡いただくか、保険会社ホームページをご覧ください。
<https://www.ms-ins.com/>



<地震保険料控除の適用限度額>

	①地震保険料	②長期損害保険料(経過措置)
所得税(国税)	年間 50,000円限度 (保険料全額)	年間15,000円限度 年間の支払保険料合計額の控除額 ・ 10,000円まで ・ 10,000円超20,000円まで ・ 20,000円超
個人住民税(地方税)	年間 25,000円限度 (保険料の1/2)	年間10,000円限度 年間の支払保険料合計額の控除額 ・ 5,000円まで ・ 5,000円超15,000円まで ・ 15,000円超

控除額：--- 保険料全額
--- 保険料の1/2+5,000円
--- 一律15,000円
--- 一律10,000円

①地震保険料と②長期損害保険料(経過措置)をそれぞれ別契約でお支払いの場合は、両方を合わせて、年間所得税50,000円、住民税25,000円が限度となります。所得控除額の計算方法の詳細や、地震保険料控除の申告に際しての記入基準等の詳細については所轄の税務署にお問い合わせください。

<地震保険料控除の申告に際してのご注意>

- 保険の対象が併用住宅(1つの建物内で住宅に使用している部分と店舗等に使用している部分がある建物)の場合、次の計算式によって計算される額が控除の対象となります。
 (建物の地震保険料 × 住居部分の延床面積) ÷ (建物全体の延床面積) × 本年の支払戻金
 ※ 本年の支払戻金は、本年の支払戻金(地震保険料) × 90%の割合となります。
 なお、住宅に使用している部分の延床面積が90%以上の場合は、建物についてお支払いの地震保険料全額を控除の対象とすることができます。
- 保険料控除証明書に記載の控除対象保険料は、保険の対象が併用住宅の場合でも、上記計算前の金額を表示しております。
- 本年中に本契約の継続手続きを行い、保険料をお支払いいただいた場合は、継続契約の保険証券に添付の控除証明書もあわせてご利用ください。

<保険の対象の所在地>
 〒100-0001 東京都千代田区千代田 〇〇〇〇

保険料控除証明書の電子データ取得について

以下のサービスでは保険料控除証明書の電子データ(XML)をご取得いただけます。

- 保険料控除証明書発行サービス トップページ
 URL <https://insurance-p-kojo.jp/akstrm/>

こちらから簡単にアクセスできます

● ご案内動画について
 サービスの利用方法について、ご説明動画もご準備しておりますのでご利用ください。
 (動画イメージ)

保険料控除証明書発行サービス

電子データをダウンロードする場合は、
 パスワードを照会
 新規登録
 再発行の場合はこちら
 再発行のパスワードを照会

「動画はこちらからの緑色のボタンをクリックすると動画を視聴いただけます。」

保険料控除証明書の見方

この面を折り返すと、裏面のご説明事項と控除証明書をあわせてご覧いただくことができます。

控除証明書
 ご説明事項
 控除証明書

あわせてご確認ください

お知らせ
 ご契約内容に変更がございましたら、お手数ですが、あて先面記載のお問い合わせ先にご連絡ください。

OPEN
 ←こちらよりゆくりとはがしてご確認ください。
 ※雨等により濡れている場合は、十分乾かしてからはがしてください。

地震がおきたときに支払われる保険金について
 平成29年(2017年)1月1日以降(延滞日を含みます)の地震保険契約より以下のとおり補償内容を改正しております。

- 損害区分別の保険金支払割合の改善を縮小させるとともに、より損害の実態に即した損害区分とするため、下表のとおり損害区分を4区分に細分化しております。
- 損害区分の細分化に伴い、損害区分の認定基準も変更しております。

<損害区分と保険金の支払割合>

改正前(3区分)	改正後(4区分)														
<table border="1"> <tr><td>全損</td><td>地震保険金額の100%</td></tr> <tr><td>半損</td><td>地震保険金額の50% (特価の50%が限度)</td></tr> <tr><td>一部損</td><td>地震保険金額の5% (特価の5%が限度)</td></tr> </table>	全損	地震保険金額の100%	半損	地震保険金額の50% (特価の50%が限度)	一部損	地震保険金額の5% (特価の5%が限度)	<table border="1"> <tr><td>全損</td><td>地震保険金額の100%</td></tr> <tr><td>大半損</td><td>地震保険金額の60% (特価の60%が限度)</td></tr> <tr><td>小半損</td><td>地震保険金額の30% (特価の30%が限度)</td></tr> <tr><td>一部損</td><td>地震保険金額の5% (特価の5%が限度)</td></tr> </table>	全損	地震保険金額の100%	大半損	地震保険金額の60% (特価の60%が限度)	小半損	地震保険金額の30% (特価の30%が限度)	一部損	地震保険金額の5% (特価の5%が限度)
全損	地震保険金額の100%														
半損	地震保険金額の50% (特価の50%が限度)														
一部損	地震保険金額の5% (特価の5%が限度)														
全損	地震保険金額の100%														
大半損	地震保険金額の60% (特価の60%が限度)														
小半損	地震保険金額の30% (特価の30%が限度)														
一部損	地震保険金額の5% (特価の5%が限度)														

<4区分における損害区分の認定基準>

損害の程度	認定基準		
	建物	建物	家財
全損	建物の特価の50%以上	建物の延床面積の70%以上	家財全体の特価の80%以上
大半損	建物の特価の40%以上50%未満	建物の延床面積の50%以上70%未満	家財全体の特価の60~80%未満
小半損	建物の特価の20%以上40%未満	建物の延床面積の20%以上50%未満	家財全体の特価の30~60%未満
一部損	建物の特価の3%以上20%未満	全損・大半損・小半損に至らない建物が、床上浸水または地盤面より45cmを超える浸水を要け損害が生じた場合	家財の特価の10~30%未満

● ご注意
 「保険金が使える」など、動議する業者などのトラブルが増加しています。すでに住宅修理サービスなどのトラブルが生じた場合は、消費者ホットライン(188)にご相談ください。
<https://www.sccpo.or.jp/news/outline/syuri.html>

令和3年分 地震保険料控除証明書

証券番号: 〇〇〇〇〇〇〇〇
 ご契約者名: 〇〇〇 様

控除対象	地震保険料
保険の種類	地震保険
保険の対象	建物及び家財
保険期間	平成29年 3月24日から 5年間(地震保険)
控除対象保険料	9,000円
備考	上記保険料は、所得税法第七十七条第一項に規定する地震保険料に該当するものです。

控除対象となる保険料は上記のとおりであることを証明いたします。
 令和3年 1月15日 **三井住友海上火災保険株式会社**
 東京都千代田区神田駿河台三丁目9

<ご注意>

- 控除対象保険料欄には本年8月末時点のご契約内容に基づき、本年1月1日から12月31日までのお支払い(予定)保険料を表示しております。
- 証明日は、控除対象保険料算出時点の日付を表示しています。
- 一時払のご契約につきましては、控除対象保険料欄に、控除対象となる保険料を控除期間で割った金額を表示しております。ただし、ご契約内容の変更をされたご契約については、算出方法が異なる場合があります。
- 本年9月以降にご契約内容の変更手続きをされた場合は、控除対象となる保険料が重要となる場合があります。
- 1年未満の保険期間は切り下げで表示しています。
 (例) 地震保険期間5か月の場合 ⇒ 「0年間」
 地震保険期間2年6か月の場合 ⇒ 「2年間」

D6450 96ATNRK3X0000010#

「保険料控除証明書ハガキ」見本【例2】

生命保険料控除証明書ハガキ

料金後納郵便

親展
重要

〒

様

D6450 96ATNRK3X0000014#

保険料控除証明書のご案内

三井住友海上火災保険株式会社

「年末調整」または「確定申告」の際に必要となりますので、大切に保管してください。左下よりゆくりとはがしてご確認ください。

<お問合わせ先>

医療・介護デスク
TEL: 0120-922-873
受付時間: 平日 9:00~18:00
土 9:00~17:00

<差出人>

〒270-1381 千葉県印西市大塚2-2-1
三井住友海上火災保険株式会社 営業事務部

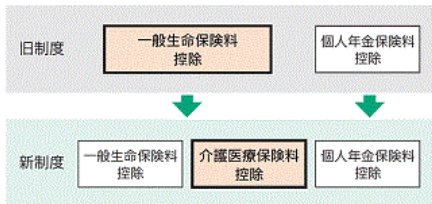
AAA: X 021: 020: 26
023: 025:

平素よりご愛顧いただき、誠にありがとうございます。
「保険料控除証明書」をお送りいたします。「年末調整」または「確定申告」の際に必要なため、大切に保管してください。
※本証明書をご使用の際は、必ず生命保険料控除の申告に際してのご注意および証明書の「ご注意」をご確認ください。

生命保険料控除制度の概要

生命保険料控除制度は平成22年に改正が行われ、保険始期が平成23年12月31日以前のご契約と平成24年1月1日以降のご契約で適用される制度が異なります（このハガキの対象となっているご契約がどちらに該当するかは、右ページをご参照ください）。
なお、損害保険会社の取扱う商品は、旧制度では一般生命保険料控除、新制度では介護医療保険料控除に該当します。

☐: 損害保険会社の取扱う商品が適用される生命保険料控除制度



保険料控除証明書の詳細につきましては、あて名面に記載のお問合わせ先までご連絡いただくか、保険会社ホームページをご覧ください。
<https://www.ms-ins.com/>



<生命保険料控除の適用限度額>

この控除証明書に適用される制度は、下欄に「○」を表示しています。
・複数のご契約がある場合の控除額については、保険料控除申告書の説明をご参照ください。

旧制度・一般生命保険料控除(保険始期が平成23年12月31日以前のご契約)※	所得税(国税)		個人住民税(地方税)	
	払込保険料の合計	控除額	払込保険料の合計	控除額
25,000円まで	控除対象保険料と同額	15,000円まで	控除対象保険料と同額	15,000円まで
25,000円超 50,000円まで	控除対象保険料 ×1/2+12,500円	15,000円超 40,000円まで	控除対象保険料 ×1/2+7,500円	15,000円超 40,000円まで
50,000円超 100,000円まで	控除対象保険料 ×1/4+25,000円	40,000円超 70,000円まで	控除対象保険料 ×1/4+17,500円	40,000円超 70,000円まで
100,000円超	一律50,000円	70,000円超	一律35,000円	70,000円超
○ 新制度・介護医療保険料控除(保険始期が平成24年1月1日以降のご契約)	所得税(国税)		個人住民税(地方税)	
	払込保険料の合計	控除額	払込保険料の合計	控除額
20,000円まで	控除対象保険料と同額	12,000円まで	控除対象保険料と同額	12,000円まで
20,001円超 40,000円まで	控除対象保険料 ×1/2+10,000円	12,000円超 32,000円まで	控除対象保険料 ×1/2+6,000円	12,000円超 32,000円まで
40,001円超 80,000円まで	控除対象保険料 ×1/4+20,000円	32,000円超 56,000円まで	控除対象保険料 ×1/4+14,000円	32,000円超 56,000円まで
80,000円超	一律40,000円	56,000円超	一律28,000円	56,000円超

※平成24年1月1日以降に「新制度・介護医療保険料控除」の対象となる特約の追加等があった場合、契約始期が平成23年12月31日以前であっても、「新制度・介護医療保険料控除」が適用されます。

<生命保険料控除の申告に際してのご注意>

・控除証明書の適用制度が「旧生命保険料控除制度」で、控除対象保険料が9,000円以下の場合は、申告時に証明書の添付は不要です。（適用制度が「新生命保険料控除制度」の場合は控除対象保険料に係らず、証明書の添付が必要です。）

↑ ZimtoO

郵便はがき

↑ ZimtoO

保険料控除証明書の電子データ取得について

以下のサービスでは保険料控除証明書の電子データ(XML)をご取得いただけます。

- 保険料控除証明書発行サービス トップページ
URL <https://insurance-p-kojo.jp/akstnm/>



※「保険料控除証明書発行サービス」は次の6社が提供するサービスです(令和3年10月現在)。
今後、一般社団法人日本損害保険協会と共同で普及促進を図って参ります。

- あいおいニッセイ同和損保、共栄火災、損保ジャパン、東京海上日動、日新火災、三井住友海上
なお、保険会社によって、ご利用いただけるサービスや契約の範囲等が異なります。
詳細は本サービストップページ下部に設置しております各保険会社のバナーからご確認ください。

- ご案内動画について
サービスの利用方法について、ご説明動画もご準備しておりますのでご利用ください。
(画面イメージ)

保険料控除証明書発行サービス

重要 ※この証明書は「生命保険料控除」の申告以外にはご利用できません。

令和3年分 生命保険料控除証明書

(旧制度・一般生命保険料控除用)

ご契約者名	様
被保険者名	様
証券番号	
適用制度	旧生命保険料控除制度 新旧区分 ID
控除の対象となる保険料	介護特約付健康長期保険
保険期間	平成15年11月22日から終身
控除対象保険料	42,240円
備考	

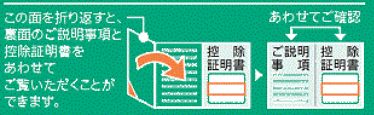
控除対象となる保険料は上記のとおりであることを証明いたします。
令和3年11月15日 三井住友海上火災保険株式会社
東京都千代田区神田駿河台三丁目9番

<ご注意>

- ・控除対象保険料欄には本年8月末時点のご契約内容に基づき、本年1月1日から12月31日までのお支払い(予定)保険料を表示しております。
- ・証明日は、控除対象保険料算出時点の日付を表示しています。
- ・分割払のご契約につきましては、本年1月1日から12月31日までの保険料を所定の払込期日にお支払いいただいたものとして控除対象保険料を算出しています。
- ・葬祭費用、賠償責任等の特約をセットしているご契約、または平成24年1月1日以降保険始期で健康祝金支払特約をセットしているご契約につきましては、特約部分の保険料は控除対象外のため、差し引いて表示しています。
- ・本年9月以降にご契約内容の変更手続きをされた場合は、控除対象となる保険料、適用制度が変更となることがあります。

※電子データ取得

保険料控除証明書の見方



お知らせ

ご契約内容に変更がございましたら、お手数ですが、
あて先面記載のお問合わせ先にご連絡ください。

←ここからゆくりとはがしてご確認ください。
※帯等により濡れている場合は、十分乾かしてからはがしてください。

OPEN

D6450 96ATNRK3X0000014#

「保険料控除証明書ハガキ」見本【例3】

生命保険料控除証明書ハガキ(所得補償保険)

郵便はがき

料後納郵便
MS&AD
三井住友海上

親展
重要

〒100-0001 東京都千代田区千代田 〇〇〇〇〇〇

〇〇〇〇〇〇 様

保険料控除証明書

「年末調整」または「確定申告」の際にご使用
できますので、大切に保管してください。

お客さまデスク
☎ 0120-993-733

お問合わせ先
受付時間：平日 9:00~19:00
土日祝日 9:00~17:00

〒270-1381 千葉県印西市大塚2-2-1
三井住友海上火災保険株式会社 営業事務部

AAA : 7 021 : 〇〇〇〇〇〇 020 : 20 20
023 : 〇25 : 〇〇〇〇〇〇 00000002

※ご案内は内側にあります。 R030901

日頃より三井住友海上をご利用いただきありがとうございます。
右記ご契約の「保険料控除証明書」をお送りいたします。「年末調整」または「確定申告」
の際にご使用できますので、大切に保管してください。

【生命保険料控除制度の概要】

生命保険料控除制度は、平成24年1月1日以降開始契約等より、新たに「介護医療保険料控除」が創設され、「介護医療保険料控除」「一般生命保険料控除」「個人年金保険料控除」の3つの制度に改定されました。
当社のご契約について、生命保険料控除の適用は下表のとおりとなります。

対象となるご契約	「終身医療保険・医療保険(定期タイプ)」「VIV終身・VIV定期」「V-CARE」 「介護費用保険」「積立介護費用保険」「傷害疾病保険」「所得補償保険」「長期所得補償保険」「積立所得補償保険」「積立傷害疾病保険」「積立ガン保険」等
適用される生命保険料控除制度	介護医療保険料控除 ・保険始期が平成24年1月1日以降のご契約 旧一般生命保険料控除 ・保険始期が平成23年12月31日以前のご契約 ただし、平成24年1月1日以降に介護医療保険料控除の対象となる特約の中途セット等により契約内容の変更が行われた場合、変更日以降の保険料より、上記介護医療保険料控除が適用されます。

このご契約は、介護医療保険料控除(新制度)が適用となり、控除額は次のとおりです。

◆ 介護医療保険料控除額

控除対象保険料	控除額(年間)
①20,000円まで	保険料の全額
②20,000円超 40,000円まで	保険料の1/2+10,000円
③40,000円超 80,000円まで	保険料の1/4+20,000円
④80,000円超	一律40,000円

(2) 個人住民税(地方税)

控除対象保険料	控除額(年間)
①12,000円まで	保険料の全額
②12,000円超 32,000円まで	保険料の1/2+6,000円
③32,000円超 56,000円まで	保険料の1/4+14,000円
④56,000円超	一律28,000円

※「介護医療」「一般生命」「個人年金」の各保険料控除をあわせた控除限度額は、所得税が120,000円、個人住民税が70,000円です。
※新制度、旧制度が適用されるご契約の両方にご加入の場合、控除限度額は所得税が120,000円、個人住民税が70,000円です。

上記の取扱いは令和3年9月現在のものです。

ご契約内容に変更がある場合は、あて先面に記載の「お問合わせ先」までご連絡ください。ご住所の変更は、当社ホームページ(<https://www.ms-ins.com>)の「ご契約者さま専用ページ」または、スマートフォンアプリ「スマ保」からもご連絡いただけます。(ご契約内容によってはご利用いただけない場合があります。)

ご契約の取扱代理店 〇〇〇〇〇〇

令和3年分 生命保険料控除証明書 **重要**

保険契約者	〇〇〇〇〇〇 様
適用制度	介護医療保険料控除
保険の種類	所得補償保険
証券番号	〇〇〇〇〇〇〇〇
保険期間	令和2年2月16日より 1年間
被保険者	〇〇〇〇〇〇 様

保険料 6,830 円

控除対象となる保険料は上記のとおりであることを証明いたします。

令和3年 〇月 〇日

三井住友海上火災保険株式会社
東京都千代田区千代田 〇〇〇〇〇〇
見本

(ご注意)

- 上記「保険料」は、分割払の1回分の保険料を表示しています。
・控除対象保険料は、上記「保険料」欄表示の額に、上記証券番号における令和3年1月1日から令和3年12月31日までの支払回数に乗じた額となります。
(ご注意) 令和3年12月31日までのお支払分であっても、上記証券番号のご継続後契約の保険料は、この証明書の証明の対象ではありません。
ご継続後契約の控除対象保険料については、ご継続後契約の保険証券または保険契約継続証に付属の証明書にてご確認ください。
・前年度契約に無事故戻しがある場合は、無事故戻し保険料を差し引いてご申告ください。
・契約手続き以降にご契約内容の変更手続等をされた場合は、控除対象となる保険料、適用制度が変更となることがあります。
- この証明書は生命保険料控除の申告以外にはご使用できません。

ご不明な点がございましたら、あて先面に記載のお問合わせ先までご照会ください。